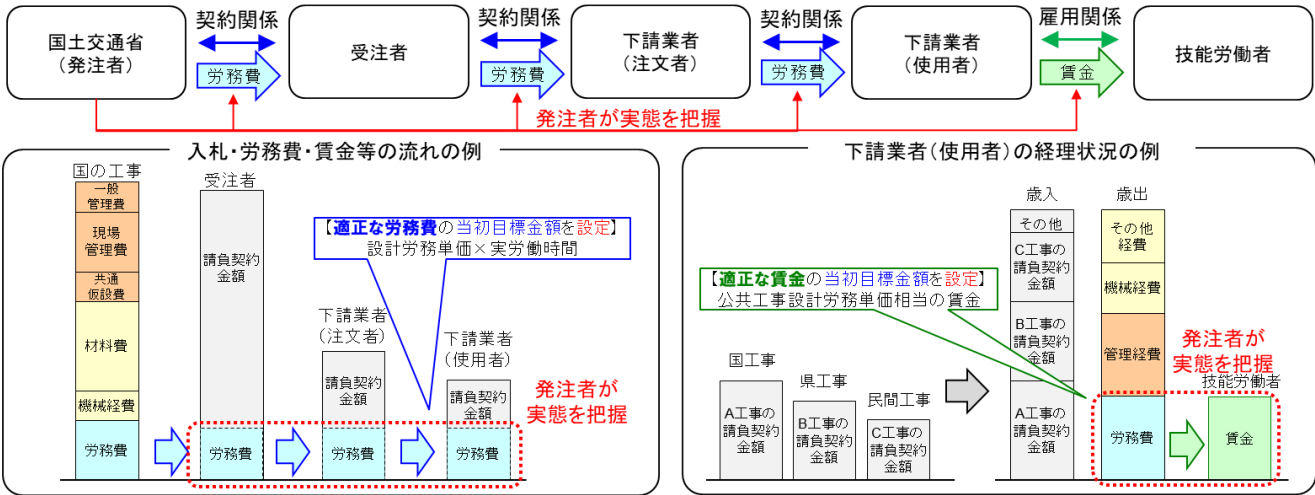


直轄土木工事における賃金・労働時間等 の実態調査要領(下請業者(使用者)用)

国土交通省
●●地方整備局
令和7年●月

1. 調査目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律第27条において、国は、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が請じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない旨が規定されており、また、発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）において、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める旨が規定されているところです。



「直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査」は、発注者が賃金の支払いや労働時間等を把握することにより、受発注者間での「見える化」が進むことを期待するとともに、特に、下請業者への労務費の支払いの把握により、賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格や真の技術を競う等、公正な競争環境を実現し、また、技能労働者への賃金の支払いの把握により、適正な賃金が確保され、品質確保の担い手が確保されることを期待しています。

調査趣旨・内容等をご確認の上、本調査へのご協力のほどよろしくお願い致します。

・工事完成後、30日以内を目処に提出をお願いいたします。

4. Q&A

No	Q	A
1	当社が提出した内容は公表されますか。	提出いただいた資料については、公表されません。国土交通省内での検討資料としてのみ取り扱います。 なお、実施率・達成率については、承諾が得られた場合、公表することを検討しています。
2	当社が提出した資料で何を確認するのでしょうか。	公共工事設計労務単価相当の賃金・労務費が支払われているかを確認します。
3	仮に公共工事設計労務単価相当の賃金が支払われていないと判断された場合はどうなりますか。	実態調査をより円滑に行うための実労働時間等を調査する仕組みの構築を目的としているため、法令に定められた最低賃金等の規定が守られている限り、何かしらは是正など求めることはありません。
4	施工合理化調査など、他の調査にデータを渡すことはありますでしょうか。	実態調査をより円滑に行うための実労働時間等を調査する仕組みの構築が目的のため、他の調査で扱うことはありません。
5	調査等にかかる費用は計上してもらえるのでしょうか。	本調査は、ご協力頂ける範囲で調査を行うこととしておりますので、調査費用の計上は想定しておりません。 ご負担のない範囲でご協力をお願い致します。

5. 問合せ・提出先(発注担当課)

国土交通省 ●●地方整備局 ●●事務所 ●●課

●● (XXXXXXXXX@mlit.go.jp)

●● (XXXXXXXXX@mlit.go.jp)

TEL(直通) : XX-XXXX-XXXX

FAX : XX-XXXX-XXXX